

決議第1号

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対し、別紙のとおり決議するものとする。

令和 4年 3月14日 提出

提出者	江差町議会議員	室	井	正	行
賛成者	江差町議会議員	萩	原	徹	
"	"	薄	木	晴	午
"	"	飯	田	隆	一
"	"	小	梅	洋	子
"	"	塚	本	眞	望
"	"	西	海谷		
"	"	小	野寺	真	
"	"	小	林	くにこ	
"	"	出	崎	太	郎
"	"	大	門	和	幸

## ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われている中、国際社会の度重なる警告を無視し、2月24日にロシア軍は、ウクライナへの全面的な侵攻を開始し、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。

ロシア軍によるウクライナへの侵攻は、力による一方的な現状変更であり国際秩序の根幹を揺るがすとともに、明らかに同国の主権及び領土の一体性を侵害する国際法の明白かつ深刻な違反であり、国連憲章への重大な違反であって、断じて容認できない暴挙である。

また、核兵器の使用を示唆したこと、ウクライナ最大規模の原子力発電所等核関連施設への攻撃という暴挙は、被爆国日本として到底許されないことである。

こうした武力行使による一方的な現状変更は極めて深刻な事態であり、北海道は国境隣接地域でロシアとのつながりは他地域より深い歴史的背景にあるが、江差町としても到底看過できるものではない。

よって、江差町議会は、今回のロシア軍によるウクライナへの侵略行為に対し強く非難するとともに、ロシア軍の攻撃停止と即時撤退すること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月14日

江差町議会